

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針）

第二条 第一種事業に係る法第三条の二第三項の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針）

第二条 第一種事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握）

（配慮書事業特性及び配慮書地域特性の把握）

第四条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下「配慮書事業特性」という。）並びに第一種事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「配慮書地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

第四条 計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種事業の内容（以下「配慮書事業特性」という。）並びに第一種事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「配慮書地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 (略)

一 (略)

二 配慮書地域特性に関する情報  
イ 自然的状況

二 配慮書地域特性に関する情報  
イ 自然的状況

(1) (6) (略)

(1) (6) (略)

ロ (7) 一般環境中の放射性物質の状況  
(略)

ロ (新設)  
(略)

2 (略)

(計画段階配慮事項の選定)  
第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ〜ハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ〜ハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ・ロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ・ロ (略)

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量

4・5 (略)

2 (略)

(計画段階配慮事項の選定)  
第五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ〜ハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ〜ハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ・ロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ・ロ (略)

(新設)

4・5 (略)

(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一～六 (略)

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項 放射線の量の変化を把握する方法

(評価の手法の選定の留意事項)

第九条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。

一～三 (略)

四 第一種事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第十一条 第一種事業に係る法第三条の七第二項の計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一～六 (略)

(新設)

(評価の手法の選定の留意事項)

第九条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、次に掲げる事項に留意するものとする。

一～三 (略)

四 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第十一条 第一種事業に係る法第三条の七第二項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

(一般の意見の聴取の方法)

第十三条 前条第二項及び第三項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は当該配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日程度の適切な期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 八 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たつては、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者の事務所

二・三 (略)

4 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を公表するに当たつては、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。

一 第一種事業を実施しようとする者のウェブサイトに掲載する方法

二 (略)

5 (略)

(関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法)

第十四条 (略)

2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた

(一般の意見の聴取の方法)

第十三条 前条第二項及び第三項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は当該配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して三十日程度の適切な期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 八 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供するに当たつては、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して、一以上の場所を定めるものとする。

一 事業者の事務所

二・三 (略)

4 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を公表するに当たつては、次に掲げる方法のうち一以上の適切な方法により行うものとする。

一 事業者のウェブサイトに掲載する方法

二 (略)

5 (略)

(関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法)

第十四条 (略)

2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた

場合は、同条第五項の規定により提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努めるものとする。

3 関係地方公共団体である都道府県の知事（この条において「関係都道府県知事」という。）は、第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

4 (略)

5 第三項の場合において、関係都道府県知事は、前項の意見を勘案するとともに、第二項の各書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び見解に配慮するよう努めるものとする。

6 第四条第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十条第四項に規定する一の政令で定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市の長が第一項の書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、関係都道府県知事は必要に応じ当該者に対し意見を述べることができるものとする。

7 (略)

(第二種事業の判定の基準)

第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びヲの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条

場合は、同条第五項の規定により提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努めるものとする。

3 関係地方公共団体である都道府県の知事（この条において「関係都道府県知事」という。）は、第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

4 (略)

5 第三項の場合において、関係都道府県知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、第二項の各書類がある場合には、当該書類に記載された意見に配慮するよう努めるものとする。

6 第四条第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十条第四項に規定する一の政令で定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市の長が第一項の書面の送付を受けたときは、同項の事業者が定める期間内に、当該事業者に対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、関係都道府県知事は必要に応じ第一種事業を実施しようとする者に対し意見を述べることができるものとする。

7 (略)

(第二種事業の判定の基準)

第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びヲの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条

第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一～二十一（略）

二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

イ～ト（略）

チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

リ～ワ（略）

二十三～二十八（略）

（方法書の作成）

第十七条（略）

2（略）

3 特定対象事業に係る法第五条第一項第三号に掲げる事項は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）を、第四条第一項第二号の規定の例により区分して記載するものとする。

4（略）

5 特定対象事業に係る法第五条第一項第七号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合に

第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一～二十一（略）

二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

イ～ト（略）

チ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

リ～ワ（略）

二十三～二十八（略）

（方法書の作成）

第十七条（略）

2（略）

3 特定対象事業に係る法第五条第一項第三号に掲げる事項は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）を、第六条第一項第二号の規定の例により区分して記載するものとする。

4（略）

5 特定対象事業に係る法第五条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合に

において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

6 (略)

(項目及び手法の選定に関する指針)

第十九条 特定対象事業に係る法第十一条第四項の環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十六条の二までに定めるところによる。

(環境影響評価の項目の選定)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同項第一号イ(2)中「騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)」とあるのは「騒音」と、「超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。)」とあるのは「超低周波音」と、同号ロ(1)中「水質(地下水の水質を除く。以下同じ。)」とあるのは「水質」と、同号ハ中「その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。)」とあるのは「その他の環境」と、同項第二号中「環境要素(第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)」とあるのは「環境要素」

において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

6 (略)

(項目及び手法の選定に関する指針)

第十九条 特定対象事業に係る法第十一条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十六条までに定めるところによる。

(環境影響評価の項目の選定)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項第一号中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同号イ(2)中「騒音(周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。)」とあるのは「騒音」と、「超低周波音(周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。)」とあるのは「超低周波音」と、同号ロ(1)中「水質(地下水の水質を除く。以下同じ。)」とあるのは「水質」と、同号ハ中「その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。)」とあるのは「その他の環境」と、同項第二号中「環境要素(第四号に掲げるものを除く。以下同じ。)」とあるのは「環境要素」

と、同項第三号中「環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第四号イ中「廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）」とあるのは「廃棄物等」と、同号ロ中「温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「温室効果ガス等」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、それぞれ読み替えるものとする。

4・5 (略)

(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による手法の選定は、第二十条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

4・5 (略)

(手法の選定)

第二十三條 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第

と、同項第三号中「環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第四号イ中「廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）」とあるのは「廃棄物等」と、同号ロ中「温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「温室効果ガス等」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、それぞれ読み替えるものとする。

4・5 (略)

(調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 前項の規定による手法の選定は、第二十条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けた時は、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるものとする。

4・5 (略)

(手法の選定)

第二十三條 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第



一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第六から別表第十までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一～五（略）  
2・3（略）

（予測の手法の選定の留意事項）  
第二十五条（略）

2 第八条第二項の規定は、前項の特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「条件」とあるのは「条件、予測で用いた原単位及び係数」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、「配慮書事業特性及び配慮書地域特性」とあるのは「特定対象事業特性及び特定対象地域特性」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は特定対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることとが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第六から別表第十までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一～五（略）  
2・3（略）

（予測の手法の選定の留意事項）  
第二十五条（略）

2 第八条第二項の規定は、第一項の特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「条件」とあるのは「条件、予測で用いた原単位及び係数」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、「配慮書事業特性及び配慮書地域特性」とあるのは「特定対象事業特性及び特定対象地域特性」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 前項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は特定対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることとが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

## (放射性物質に係る環境影響評価)

第二十六条の二 特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断した場合に、同表に掲げる項目（以下「放射性物質に係る参考項目」という。）を勘案しつつ、当該選定を行うものとする。

2 特定対象事業に係る放射性物質に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、放射性物質に係る選定項目ごとに放射性物質に係る選定項目の特性及び特定対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、放射線の量の変化を把握する方法について、次項及び第四項に定めるところにより選定して行うものとする。

3 前項の規定による手法の選定における放射性物質に係る参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、同表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（同表において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。

## (新設)

第五条第三項の規定は第一項の規定による検討について、同条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項及び第五項の規定は第一項の選定について、第二十二条第二項から第五項まで並びに第二十四条から前条までの規定は第二項の選定について、第二十三条第二項及び第三項の規定は前項の選定について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第三項から第五項まで並びに第二十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第五条第四項及び第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第二項及び第三項中「参考項目」とあるのは「放射性物質に係る参考項目」と、第二十一条第五項及び第二十四条から第二十六条中「選定項目」とあるのは「放射性物質に係る選定項目」と、第二十二条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、同条第三項から第五項まで中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、第二十三条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、第二十四条第一項第四号及び第五号並びに第二十五条第一項第三号及び第四号中「別表第六から別表第十まで」とあるのは「別表第十一」と、第二十四条第二項中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。

(環境保全措置に関する指針)

第二十七条 特定対象事業に係る法第十二条第二項の環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十一条までに定めるところによる。

(準備書の作成)

第三十二条 特定対象事業に係る法第十四条第一項に規定する準備書には、法第十四条第一項第一号から第九号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項のうち法第五条第一項第二号に掲げるものであって、特定対象事業の内容に係るもの)についての第十七条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を除く。)に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜七 (略)

2 (略)

3 特定対象事業に係る法第十四条第一項第五号に掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告を踏まえ、第二十一条から第二十六条の二までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(項目については第二十一条第三項及び第二十六条の二第四項で準用する第五条第五項に掲げる事項を、手法については第二十条第五項(第二十六条の二第四項において準用する場合を含む。))に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。

二 第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項第三号(第二十六条の二第四項において準用する場合を含む。))に掲げる事項

4〜6 (略)

(環境保全措置に関する指針)

第二十七条 法第十二条第一項の規定による特定対象事業に係る環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十一条までに定めるところによる。

(準備書の作成)

第三十二条 特定対象事業に係る法第十四条第一項に規定する準備書には、法第十四条第一項第一号から第八号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項のうち法第五条第一項第二号に掲げるものであって、特定対象事業の内容に係るもの)についての第十七条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を除く。)に加え、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜七 (略)

2 (略)

3 特定対象事業に係る法第十四条第一項第五号に掲げる事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告を踏まえ、第二十一条から第二十六条までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(項目については第二十一条第七項に掲げる事項を、手法については第二十条第四項に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。)

二 第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項第三号に掲げる事項

4〜6 (略)

7 特定対象事業に係る準備書について、法第十四条第二項において準用する法第五条第二項の規定により二以上の特定対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、その旨を明らかにするものとする。

(報告書作成に関する指針)  
第三十四条 特定対象事業に係る法第三十八条の二第二項の報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十六条に定めるところによる。

別表第十一(第二十六条の二関係)

放射線物質に係る参考項目	環境要素の区分	放射線量の放射線(環境中の放射線)	放射線の発生(放射性物質の発)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)
	影響要因の区分	放射線の放射線(環境中の放射線)	放射線の発生(放射性物質の発)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)	放射線物質の発生の発生(放射性物質の発生)
参考手法	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれが</p>																	

7 特定対象事業に係る準備書について、法第十四条第二項において準用された法第五条第二項の規定により二以上の特定対象事業について併せて準備書を作成した場合にあっては、その旨を明らかにするものとする。

(報告書作成に関する指針)  
第三十四条 特定対象事業に係る法第三十八条の二第二項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第三十六条に定めるところによる。

(新設)

<p>四  ある地域 調査地点</p>	<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前 号の調査地域における放射線に係る環 境影響を予測し、及び評価するために 適切かつ効果的な地点</p>	<p>五  調査期間等</p>	<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第 三号の調査地域における放射線に係る 環境影響を予測し、及び評価するため に適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>六  予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>	<p>七  予測地域</p>	<p>第三号の調査地域のうち、粉じん等 の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る 環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>八  予測地点</p>	<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前 号の予測地域における放射線に係る環 境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>九  予測対象時期等</p>	<p>イ  工事用資材等の搬出入に係るもの にあつては、当該搬出入に用いる自 動車の運行による放射線に係る環境 影響が最大となる時期</p>	<p>ロ  建設機械の稼働に係るものにあつ ては、当該稼働による放射線に係る</p>
-------------------------	--	-----------------	---	-----------------------------------	----------------	--	----------------	--	-------------------	--	--

放射線	線の量	水の濁り	の発	生に	伴う	もの	)	建設機械の稼働★	造成	等の	施工	による	時的	な影	響																
環境影響が最大となる時期								一 調査すべき情報	<p>次の各号に掲げる情報。ただし、ロからニまでに掲げる情報は水力発電所に係る環境影響評価において、ホに掲げる情報は水力発電所以外の発電所に係る環境影響評価において、それぞれ調査するものとする。</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 水の濁りに係る項目の状況</p> <p>ハ 流量の状況</p> <p>ニ 気象の状況</p> <p>ホ 浮遊物質量の状況</p>							二 調査の基本的な手法	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、浮遊物質量の状況に係る情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p>							三 調査地域	<p>浮遊物質量の拡散の特性（水力発電所に係る環境影響評価を実施する場合には、流域の特性及び水の濁りの変化の特性とする。以下同じ。）を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>						

四  調査地点	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
五  調査期間等	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期
六  予測の基本的な手法	事例の引用又は解析
七  予測地域	第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域
八  予測地点	浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点
九  予測対象時期等	イ  建設機械の稼働に係るものにあつては、当該稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期
ロ  造成等の施工による一時的な影響に係るものにあつては、当該施工による放射線に係る環境影響が最大となる時期	



<p>備考</p> <p>一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第五までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。</p>	放射線の量（産業廃棄物の発生に伴うもの）※	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 放射性物質を含む産業廃棄物に係るものにあつては、当該産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>ロ 放射性物質を含む残土に係るものにあつては、当該残土の排出量の把握</p>
			<p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p>
			<p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>

三 ※が付されている項目については、水力発電所に係る環境影響評価において、★が付されている項目については、地熱発電所に係る環境影響評価において、それぞれ放射性物質に係る参考項目としない。